

福岡流通業務地区における施設の建設等の許可基準(流通業務団地を除く)等

- 立地可能な施設
- ★ 卸売業の事務所、店舗に附帯する施設として立地可能な施設

(附帯する施設の面積の合計は、主たる施設に附帯する施設を含む面積の合計の1/2未満とする)

H.17.4.1作成

施設区分			流通業務地区		
立地法第5条に列記されている施設	流通業務施設	①貨物取扱施設	トラック・ミナル、鉄道貨物駅、 その他貨物の積卸しのための施設	○	
		②卸売施設	卸売市場	○	
	法第5条第1項	③倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽、貯木場	○	
		④荷さばき施設	上屋、荷さばき場	○	
	1～6号	⑤事務所・店舗	卸売業などの用に供する事務所又は店舗	○	
		⑥事務所	⑤に掲げる事業以外の事業を営む者が、 流通業務の用に供する事務所	○	
	その他の施設	⑦流通加工工場		○	
		⑧製氷・冷凍の事業の用に供する工場		○	
		第1項	⑨駐車場・車庫(①～⑧の施設に附帯する駐車場・車庫)		○
			⑩自動車関連施設(給油、整備、修理)		○
		7～11号	⑪地区の機能を害するおそれのない施設(令第4条)		○
公共・公益的施設	第2項	公益的施設(規則第1条)	国又は地方公共団体が設置する施設 郵便局 電気・ガス工作物、水道・電気通信の用に供する施設、鉄道施設 銀行・信用協同組合・信用協同組合連合会・信用金庫・信用金庫連合会の営業所	○	
市長の許可によつて認められし書の規定により	流通業務地区内で卸売業を営む事業者が設置又は運営する大規模小売店舗立地法の適用を受けない小売店舗で、当該店舗からの発生交通による影響が周辺道路交通の円滑化及び交通計画上支障ないなど流通業務地区の機能を害するおそれがないと認められ、かつ卸売業を営む事業者が取り扱う物品又はこれらと類似関連する物品を販売するもの。ただし、類似関連する物品を販売する部分の床面積は当該小売店舗の床面積の1/2未満とする。		★		
	流通業務地区内で卸売業を営む事業者が設置又は運営する工場であつて、騒音、振動その他の公害等による流通業務地区の機能を害するおそれがないと認められ、かつ、卸売業を営む事業者が取り扱う物品を製造又は加工するもの。		★		
	流通業務機能を支援する目的で設ける会議研修施設、情報施設、人材育成施設、流通関連業務施設		○		
	流通業務を営む施設と機能上密接な関連を有し、当該施設の立地により、相互便益が生まれ、流通機能の向上につながると認められる施設		○		
	地区内の中小企業等協同組合法に規定する協同組合の事務所		○		
	地区内の中小企業等協同組合法に規定する協同組合が所有する土地又は建物に団地内の従業者等の利便に供することを目的として協同組合が認め、設置される食堂、喫茶店(設置者は問わない)		○		
	地区内の中小企業等協同組合法に規定する協同組合が、団地内の従業者等の利便に供することを目的として設置する駐車場・車庫		○		
	商工組合中央金庫の支店又は出張所		○		
	流通業務地区内で警備保障業務を営む事業者が設置する事務所		○		
	流通業務地区内で公益的業務を営む事業者が設置する次の施設 ・管理センター施設 ・駐車場・車庫 ・熱供給施設 ・展示交流施設		○		
	地区内の従業者等への福利厚生の充実及びサービスの提供を目的として設ける施設であつて、風営適化法の適用を受ける施設を除く次の施設 ・日用品の販売を主たる目的とする小売店舗、食堂、喫茶店(150㎡以内) ・理髪店、美容院、クリーニング取次店等のサービス業を営む店舗(150㎡以内) ・診療所、薬局		○		
	地区内の従業者等への福利厚生の充実及びサービスの提供を目的として設ける施設であつて、風営適化法又は興行場法の適用を受ける施設を除くスポーツ・文化的施設等		○		
	公益上やむを得ない施設であつて、次の各号全てに該当するもの。 ・国又は地方公共団体に準ずるとみなされる公益団体が設置するもの。 ・当該施設が現に不足していることにより、団地内において不便を生じているもの。 ・交通混雑を招く等団地の機能を害するおそれのないもの。		○		

※表中の流通業務地区及び地区内には流通業務団地を含む。